

## 法定基準値

項目	基準値	備考
p h	5.8~8.6	水質汚濁防止法第3条 第1項（環境省令）
BOD（mg/L）	30以下	水質汚濁防止法第3条 第3項（環境省令）
S S（mg/L）	70以下	水質汚濁防止法第3条 第3項（環境省令）
大腸菌数（CFU/mL）	800以下	水質汚濁防止法第3条 第1項（環境省令）

## 令和7年度 羊蹄衛生センター水質分析結果

	放流水											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
PH	6.5	7.2	7.2	6.7	6.8	7.0	6.8	7.0				
SS (mg/ℓ)	10.0	11.0	8.0	4.0	4.0	7.0	5.0	4.0				
COD (mg/ℓ)	16.0	17.0	18.0	9.6	12.0	13.0	6.9	8.5				
BOD (mg/ℓ)	1.5	2.0	1.3	0.5	1.6	定量下限値未満	1.4	定量下限値未満				
透視度	24.0	27.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0				
蒸発残留物 (mg/ℓ)	250.0	340.0	330.0	270.0	290.0	280.0	260.0	280.0				
強熱減量 (有機物量)	130.0	110.0	120.0	120.0	130.0	120.0	110.0	100.0				
全窒素 (mg/ℓ)	26.0	56.0	45.0	18.0	21.0	31.0	19.0	34.0				
アンモニア性窒素 (mg/ℓ)	7.0	36.0	30.0	0.7	6.5	16.0	4.4	22.0				
亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	定量下限値未満											
硝酸性窒素 (mg/ℓ)	16.0	13.0	10.0	11.0	13.0	13.0	12.0	9.7				
塩化物イオン (mg/ℓ)	33.0	58.0	41.0	25.0	31.0	35.0	26.0	46.0				
大腸菌群数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				

# 計量証明書

羊蹄山麓環境衛生組合 様

〒060-0031

札幌市中央区北1条東15丁目

株式会社 公清企業



〒063-0837

札幌市西区発寒17条14丁目3番35号

環境測定分析所

ご依頼の試料について、計量の結果を  
下記のとおり証明いたします。

環境計量士  
濃度関係  
第8617号

美馬 一貴



## 記

試料の種類	放流水			
試料採取月日	2025/11/19			
試料採取時刻	10時25分			
透視度(度)	>30			
色 相	淡黄色			
臭 気	無臭			

分析試験項目	分析試験結果			定量下限値	分析試験方法
水素イオン濃度 (pH) (水温)	7.0 (18℃)			—	JIS K0102-1-12 (ガラス電極法)
浮遊物質 (SS) (単位:mg/L)	4			1	昭和46年環境庁告示第59号 付表8 (ろ過重量法)
化学的酸素要求量 (CODMn) (単位:mg/L)	8.5			0.5	JIS K0102-1-17.2 (滴定法)
生物化学的酸素要求量 (BOD) (単位:mg/L)	定量下限値 未満			0.5	JIS K0102-1-18 及び1-21.4 (隔膜電極法)
蒸発残留物 (単位:mg/L)	280			1	下水試験方法 第2編 第1章 第9節
強熱減量 (単位:mg/L)	100			1	下水試験方法 第2編 第1章 第11節
全窒素 (T-N) (単位:Nmg/L)	34			0.05	JIS K0102-2-17.5〔流れ分析法(酸化分解・銅・カドミウムカラム還元・ナフチルエチレンジアミン発色)〕
アンモニア性窒素 (NH <sub>4</sub> -N) (単位:Nmg/L)	22			0.7	JIS K0102-2-13.2.2 及び13.3 (中和滴定法)
硝酸性窒素 (NO <sub>3</sub> -N) (単位:Nmg/L)	9.7			0.2	JIS K0102-2-15.7〔流れ分析法(銅・カドミウムカラム還元・ナフチルエチレンジアミン発色)〕
亜硝酸性窒素 (NO <sub>2</sub> -N) (単位:Nmg/L)	定量下限値 未満			0.2	JIS K0102-2-14.3〔流れ分析法(ナフチルエチレンジアミン発色)〕
塩化物イオン (単位:mg/L)	46			5	JIS K0102-2-6.4 (イオン電極法)
大腸菌数(※) (単位:CFU/mL)	0			—	昭和37年厚生省・建設省令第1号 特定酵素基質寒天培地を用いた平板培養法(混釈平板法)

(特記事項)

試料採取者：株式会社 公清企業 (※)計量法第107条の計量対象外の項目